福岡県多面的機能支払交付金交付要綱

制　　定　平成２６年４月１日２５水田第４０２５号
一部改正　平成２７年４月９日２６水田第３６７５号
一部改正　平成２８年４月１日２７農振第６７９８号
一部改正　平成２９年４月１日２９農振第　５３４号
一部改正　平成３０年４月２日３０農振第　　８４号
一部改正　令和　元年５月７日３１農振第　２００号

（趣旨）

第１条　知事は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）実施要綱（平成２６年４月１日付け２５農振第２２５４号）に定める農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同活動）、資源向上支払交付金（長寿命化）及び日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）実施要綱（平成２８年４月１日付け２７農振第２２１８号）に定める多面的機能支払に係る推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村及び推進交付金実施要綱別紙４により設置された福岡県農地・水・環境保全協議会（以下「推進組織」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、福岡県補助金等交付規則（昭和３３年福岡県規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付金等交付の対象及び補助率）

第２条　前条に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（経費の流用の禁止）

第３条　別表の事業の欄に掲げる１から４までの経費の相互間の流用については、１と２相互間で流用する場合、又は、１もしくは２から３へ流用する場合を除き、してはならない。

（交付金の交付申請）

第４条　規則第３条に規定する交付申請は、福岡県多面的機能支払交付金交付申請書（別記様式第１号。以下「交付金交付申請書」という。）によるものとする。

２　交付金交付申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定める日までとする。

３　市町村長及び推進組織の長（以下「市町村長等の長」という。）（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）は、交付金交付申請書を提出するにあたって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２２年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に県の助成割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

４　市町村長が交付申請を行った場合は、推進組織の長へ福岡県多面的機能支払交付申請報告書（別記様式第２号）により交付申請内容を報告するものとする。

５　推進組織の長は前項により報告のあった交付申請を取りまとめの上、福岡県多面的機能支払交付申請報告書（別記様式第２号）を県知事へ提出するものとする。

（交付金の交付の決定）
第５条　知事は、第４条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、決定通知書を市町村等の長に送付するものとする。

（交付金の遵守事項）
第６条　市町村等の長は、多面交付金実施要綱及び多面的機能支払交付金実施要領（平成２６年４月１日付け２５農振第２２５５号）並びに推進交付金実施要綱、及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成２８年４月１日付け２７生産第２８５５並びに２７農振第２２１９号）に従わなければならない。

（申請内容の変更の承認等）
第７条　市町村等の長は、第４条の交付金交付申請書の記載事項について、別表に掲げる重要な変更を加えようとするときは、福岡県多面的機能支払交付金変更承認申請書（別記様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
２　市町村長が第１項の変更を行う場合は、第４条の交付申請の手続きに準じて推進組織の長へ報告する。
３　推進組織の長は前項により報告のあった場合は、第４条の交付申請の手続きに準じて県知事へ提出するものとする。

（概算払の請求）
第８条　市町村等の長は、多面交付金及び推進交付金の概算払を受けようとするときは、福岡県多面的機能支払交付金概算払請求書（別記様式第４号。以下「概算払請求」という。）を知事に提出しなければならない。
２　知事は、前項の規定による概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、多面交付金及び推進交付金の概算払をするものとする。

（状況報告）
第９条　市町村等の長は、多面交付金及び推進交付金の交付があった年度の各四半期（第４・四半期を除く。）の末日現在において、福岡県多面的機能支払交付金遂行状況報告書（別記様式第５号）を作成し、当該四半期における最終月の翌月の１０日までに知事に提出しなければならない。
　ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができる。
２　市町村長等の長は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
３　知事は前項に定める時期のほか、多面交付金及び推進交付金に係る事業の円滑な執行を図る必要があると認めるときは、市町村等の長に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができるものとする。
４　別表の事業の欄に掲げる４の事業において、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、市町村等の長は、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第６号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。
　この場合において市町村等の長は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（補助事業が完了しない場合の手続き等）
第10条　市町村等の長は、多面交付金及び推進交付金に係る事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）
第11条　規則第１３条に規定する実績報告は、福岡県多面的機能支払交付金実績報告書（別記様式第７号）によるものとし、事業が完了した日から１月を経過した日又は多面交付金及び推進交付金の交付決定のあった年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
２　市町村等の長に対し、多面交付金及び推進交付金の全額が概算払により交付された場合における前項の報告期日は、同項の規定にかかわらず、交付の決定のあった年度の翌年度の４月３０日までとする。
３　第４条第３項のただし書により交付の申請をした市町村等の長は、第１項の規定による実績報告書を提出するに当たって、第４条第３項のただし書に該当した各補助事業者について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
４　第４条第３項のただし書により交付の申請をした市町村等の長は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（３の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第８号による消費税等相当額報告書を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
　また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について額の確定があった日の翌年６月１０日までに、同様式により、知事へ報告しなければならない。
５　市町村長が実績報告を行った場合は、推進組織の長へ福岡県多面的機能支払実施状況報告書（別記様式第９号）により実績報告内容を報告するものとする。
６　推進組織の長は前項により報告のあった実施状況報告書を取りまとめの上、福岡県多面的機能支払実施状況報告書（別記様式第９号）を県知事へ提出するものとする。

（書類の提出）
第12条　市町村長が、この要綱に基づき知事に提出する書類は、正副２通（所管農林事務所長を経由）とする。

（財産処分の制限）
第13条　規則第２０条第２号の規定に基づく知事が定める財産は、事業により取得した価格が１件５０万円以上のものとする。

（関係書類の整備）
第14条　規則第１０条に規定する関係書類は、事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第１０号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（その他）
第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附　則

1　この要綱は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度の交付金から適用する。

2　この要綱の制定に伴い、福岡県農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成２３年４月１日付け２２農振第３３１９号）は廃止する。ただし、旧要綱に基づいて平成２５年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお、従前の例によることとする。

附　則

この要綱は、平成２７年４月９日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づいて平成２６年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお、従前の例によることとする。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月７日から施行し、改正後の福岡県多面的機能支払交付金交付要綱の規定は、平成３１年度の補助金から適用する。

別表（第２条、第３条及び第７条関係）

事　業	経　費　の　内　容	交付率	重　要　な　変　更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
１　農地維持支払交付金	多面的機能支払交付金実施要綱（平成２６年４月１日付け２５農振第２２５４号）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成２６年４月１日付け２５農振第２２５５号）により市町村が活動組織及び広域組織に対し農地維持支払交付金を交付するのに要する経費	活動組織及び広域組織に交付する支援交付金の３／４	資源向上支払交付金に要する経費との相互間における３０％を越える額の増減	別記様式第１号の別紙１の（１）の対象農用地面積の増減
２　資源向上支払交付金（共同活動）	多面的機能支払交付金実施要綱（平成２６年４月１日付け２５農振第２２５４号）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成２６年４月１日付け２５農振第２２５５号）により市町村が活動組織及び広域組織に対し資源向上支払交付金（共同活動）を交付するのに要する経費	活動組織及び広域組織に交付する支援交付金の３／４	農地維持支払交付金に要する経費との相互間における３０％を越える額の増減	別記様式第１号の別紙１の（２）アの対象農用地面積の増減
３　資源向上支払交付金（長寿命化）	多面的機能支払交付金実施要綱（平成２６年４月１日付け２５農振第２２５４号）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成２６年４月１日付け２５農振第２２５５号）により市町村が活動組織及び広域組織に対し資源向上支払交付金（長寿命化等）を交付するのに要する経費	活動組織及び広域組織に交付する支援交付金の３／４		別記様式第１号の別紙１の（２）イの対象農用地面積の増減及びウ、エにおける対象活動内容の変更

4	多面的機能支払交付金に係る推進事業	日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成２８年４月１日付け２７農振第２２１８号）及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成２８年４月１日付け２７生産第２８５５号及び２７農振第２２１９号）により市町村、推進組織が行う事業に要する次の経費 ア　促進計画の策定に要する経費 イ　推進･指導に要する経費 ウ　実施状況の確認事務に要する経費 エ　その他推進事業の実施に必要な事項に要する経費	定額		

別記様式第１号（第４条関係）

年度福岡県多面的機能支払交付金交付申請書

番　　号
年　月　日

福岡県知事　殿

[推進組織]
住　　所
団 体 名
代表者名　　氏　　名　　印
又は
市町村長　　氏　　名　　印

年度において下記のとおり事業を実施したいので、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり申請する。
なお、事業の内容等は別紙の事業実施計画のとおりである。

記

交付金交付申請額
１．農地維持支払交付金　　円
２．資源向上支払交付金（共同活動支援）　　円
３．資源向上支払交付金（長寿命化）　　円
４．多面交付金に係る推進事業　　円

予算議決年月日　　年　　月　　日　　において議決

職　名　　氏　名

別記様式第２号（第４条関係）　（その１）

年度福岡県多面的機能支払交付金交付申請報告書

番　　号
年　月　日

推進組織の長　殿

市町村長　　氏　　名　印

福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第４条第１項の規定により交付申請したので、同条第４項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

多面的機能支払交付金実施要綱に基づく多面的機能支払交付金実施計画書のとおり

別記様式第２号（第４条関係）　（その２）

年度福岡県多面的機能支払交付金交付申請報告書

番　　号
年　月　日

福岡県知事　殿

[推進組織]
住　　所
団 体 名
代表者名　　氏　　名　　印

福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第４条第４項の規定により、市町村長から報告があったため、取りまとめの上、下記のとおり報告する。

記

多面的機能支払交付金実施要綱に基づく多面的機能支払交付金実施計画書のとおり

（別紙1）

年度　福岡県多面的機能支払交付金事業実施計画書（実績報告書）

1. 事業の目的

2. 事業計画（実績）及びその内容

（1）農地維持支払交付金

ア. 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額（事業費）	交付額（国費＋県費）	備考
田　①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
畑　②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
草地　③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
計　①＋②＋③		a	円	円	

（注）区分及び交付単価は、福岡県が策定した要綱基本方針に従い記載すること。

イ. 加算単価（加算措置の適用がある場合のみ、記載する）

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額（事業費）	交付額（国費＋県費）	備考
田　①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
畑　②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
草地　③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
1集落あたり加算上限を適用する集落④	(円/集落)	集落	円	円	
1組織あたり加算上限を適用する組織⑤	(円/組織)	組織	円	円	
面積計 ①＋②＋③ 交付額計①＋②＋③＋④＋⑤		a	円	円	

（注）区分及び交付単価は、福岡県が策定した要綱基本方針に従い記載すること。

（注2）1集落あたり加算上限と1組織あたり加算上限が重複する場合は、1組織あたり加算上限を適用する組織欄に記載すること。

加算措置の対象組織数
組織

(2)資源向上支払交付金

ア．地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア)基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費＋県費)	備考
田　①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
畑　②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
草地　③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
計　①＋②＋③		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、福岡県が策定した要綱基本方針に従い記載すること。

(イ)加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a.多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費＋県費)	備考
田　①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑　②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地　③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計　①＋②＋③		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、福岡県が策定した要綱基本方針に従い記載すること。

加算措置の対象組織数
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費＋県費)	備考
田　①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑　②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地　③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計　①＋②＋③		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、福岡県が策定した要綱基本方針に従い記載すること。

加算措置の対象組織数
組織

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付額(国費＋県費)	備考
田　①		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑　②		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地　③		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5／6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保全管理する区域内に存在する集落数　④	(円/集落)	集落	円	円	
計　①＋②＋③＋④		a	円	円	
交付額			交付額(事業費) 円	交付額(国費＋県費) 円	

(注1)区分及び交付単価は、福岡県が策定した要綱基本方針に従い記載すること。
(注2)1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

ウ. 組織の広域化・体制強化

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費＋県費)	備考
3集落以上または50ha以上200ha未満	40,000 (円/組織)	組織	円	円	
200ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人	80,000 (円/組織)	組織	円	円	
1,000ha以上	160,000 (円/組織)	組織	円	円	

3. 経費の配分

区　分	交付金に係る事業に要する経費（交付金に係る事業に要した経費）	負担区分			備考
		国　費	県　費	市町村費	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(注)備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額○○円」を、同税額がない場合は「該当無し」を同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 事業の完了（予定）年月日　　○○年○月○日

5. 収支予算（収支精算）

(1)収入の部

区　分	本年度予算額（本年度精算額）	前年度予算額（本年度予算額）	比較増減額		備　考
			増	減	
国費	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
県費	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
市町村費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2)支出の部

区　分	本年度予算額（本年度精算額）	前年度予算額（本年度予算額）	比較増減額		備　考
			増	減	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

＜施行注意＞

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を( )書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「4. 収支予算」を「4. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

（別紙2－1）

年度　福岡県多面的機能支払推進交付金事業実施計画書（実績報告書）

1．促進計画の策定（実績）

策定時期	備考
月	

2．推進・指導等

(1) 説明会等の開催計画（実績）

開催時期	説明内容	備考
月		

(2) 推進・指導等の計画（実績）

実施時期	内容	備考
月		

(3) 審査・通知等の計画（実績）

実施時期	内容・件数等	備考
月		

(4) 推進に関する手引き等の作成計画（実績）

資料の内容	配布先	作成部数	備考
		部	

(5) 事務支援組織への支援計画（実績）

交付時期	対象組織数	交付額	備考
月	組織	円	

3．実施状況の確認事務（実績）

確認時期	体制・件数等	備考
月		

4．その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・事業量等	備考
月		

5．経費の配分

市町村推進事業に要する経費（又は要した経費）	負担区分		
	国費	都道府県費	市町村費
千円	千円	千円	千円

（別紙2－1別添）

福岡県多面的機能支払推進交付金　市町村推進事業の経費の配分

（単位：円）

区分	対象経費					事業に要する経費 （又は事業に要した経費）
事業項目	旅費	諸謝金	委託費	事務費	交付金	
市町村推進事業 (1)+(2)+(3)+(4)						
(1)促進計画の策定						
(2)推進・指導等						
(3)実施状況の確認事務						
(4)その他推進事業の実施に必要な事項						

（別紙２－２）

年度　福岡県多面的機能支払交付金
推進組織推進事業実施計画書（実績報告書）

1　推進・指導等

（1）　説明会の開催計画（実績）

開催時期	説明内容	備考
月		

（2）　推進・指導等の計画（実績）

実施時期	内容	備考
月		

（3）　審査・通知等の計画（実績）

実施時期	内容・件数等	備考
月		

（4）　推進に関する手引き等の作成計画（実績）

資料の内容	配布先	作成部数	備考
		部	

（5）　事務支援組織への支援計画（実績）

交付時期	対象組織数	交付額	備考
月	組織	円	

2　その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・事業量等	備考
月		

3．経費の配分

推進組織推進事業に要する経費（又は要した経費）	負担区分			
	国費	県費	市町村費	その他
千円	千円	千円	千円	千円

（別紙２－２別添）

福岡県多面的機能支払推進交付金　推進組織推進事業の経費の配分

（単位：円）

区分		対象経費					推進組織推進事業に要する経費（又は要した経費）
	事業項目	旅費	諸謝金	委託費	事務費	交付金	
推進組織推進事業 (1)+(2)+(3)							
	(1)推進・指導等						
	(2)確認事務						
	(3)その他推進事業の実施に必要な事項						

別記様式第３号（第７条関係）

年度福岡県多面的機能支払交付金変更承認申請書

番　　号
年　月　日

福岡県知事　殿

［推進組織］
住　　所
団 体 名
代表者名　　氏　　名　　印
又は
市町村長　　氏　　名　　印

年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第７条の規定により申請する。

記

記載事項は、別記様式第１号の記に準ずる。

（注）１　記の記載内容については、別記様式第１号の記に準ずる。また、別記様式第１号による交付金交付申請書に添付した事業実施計画書を変更して提出するものとする。
　この場合において、「変更（中止又は廃止）の理由」を添付するとともに、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

２　交付金の額が増額（減額）する場合には、件名の「○○年度福岡県多面的機能支払交付金変更承認申請書」を「○○年度福岡県多面的機能支払交付金の変更及び追加（減額）交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第７条の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第７条の規定により、交付金○○○円を追加交付（減額承認）されたく申請する。」とする。

別記様式第４号（第８条関係）

年度福岡県多面的機能支払交付金概算払請求書

番　　号
年　月　日

福岡県知事　殿

［推進組織］
住　　所
団 体 名
代表者名　　氏　　名　　印
又は
市町村長　　氏　　名　　印

年　　月　　日付け　　農振第　　号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり金　　円を概算払により交付されるよう請求する。

記

１．請求金額の内訳

年　　月　　日現在

経費区分	交付決定額 A	既受領額 B		請求額 C		残額 A－B－C		事業完了予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	月日迄予定出来高	金額	3月31日迄予定出来高		
	円	円	%	円	%	円	%	H . .	
計	円	円	%	円	%	円	%		

２．事業遂行状況

経費区分	事業費(A)	事業の遂行状況(B)（　　年　月　日）	進捗率 (B)/(A)	備考
	円	円	%	

別記様式第５号（第９条関係）

年度福岡県多面的機能支払交付金遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

福岡県知事　殿

［推進組織］
住　　所
団 体 名
代表者名　　氏　　名　　印
又は
市町村長　　氏　　名　　印

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定通知のあった多面的機能支払交付金について、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり交付金に係る事業の遂行状況を報告する。

記

区　　分	事　業　費 A	事業の遂行状況 （　　○○年○月○日）B	進 捗 度 B／A	備　考
	円	円	%	
計	円	円	%	

区分欄には、別記様式第１号の記の様式の「３．経費の配分」に記載された事項について記載すること。

注）事業遂行状況には、市町村は活動組織へ交付された交付金について、交付金の区分毎の支払い総額を記載すること。

別記様式第６号（第９条関係）

番　　号
年　月　日

福岡県知事　殿

［推進組織］
住　　所
団 体 名
代表者名　　氏　　名　　印
又は
市町村長　　氏　　名　　印

年度福岡県多面的機能支払交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）
交付決定前着手届

標記事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第９条第４項の規定に基づき届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、事業実施主体が負担するものとする。

２　交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

区分	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日

理由

注１　区分欄には「市町村推進事業」「推進組織推進事業」の該当する事業を記載

別記様式第７号（第１１条関係）

年度福岡県多面的機能支払交付金実績報告書

番　　号
年　月　日

福岡県知事　殿

［推進組織］
住　　所
団 体 名
代表者名　　氏　　名　　印
又は
市町村長　　氏　　名　　印

年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第１１条の規定により、その実績を報告する。

記

記載事項は、別記様式第１号の記に準ずる。

注１：添付書類として、福岡県多面的機能支払交付金事業実績報告書等を添付するものとする。
（記載内容で変更となった部分については変更前を括弧書きで記載すること）
注２：このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、交付金申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第８号（第１１条の４関係）

年度福岡県多面的機能支払交付金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号
年　月　日

福岡県知事　殿

［協議会］
住　　所
団 体 名
代表者名　　氏　　名　　印
又は
市町村長　　氏　　名　　印

年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知のあった福岡県多面的機能支払交付金について、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第１１条の４の規定により、下記のとおり報告する。

記

１　適正化法第１５条の交付金の額の確定額　　金　　円
（　　年　　月　　日付け　　第　　号による額の確定通知額）

２　交付金の確定時に減額した仕入れに係る
消費税等相当額　　金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額　　金　　円

４　交付金返還相当額　　金　　円
（注）記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。
・　消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・　付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・　３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・　推進組織が、消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

５　当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
［　　］
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

［　　］

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

・　金銭出納簿その他必要な資料又はその写しを添付すること。

・　推進組織が法人であり、かつ、免税事業者の場合は、事業の実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる書類

・　簡易課税制度の適用を受ける地域協議会の場合は、事業の実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・　推進組織が、消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第９号（第11条関係）　（その１）

年度福岡県多面的機能支払実施状況報告書

番　　号
年　月　日

推進組織の長　殿

市町村長　　氏　　名　　印

福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第１１条第１項の規定により実績報告書を提出したので、同条第５項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

多面的機能支払交付金実施要綱に基づく多面的機能支払交付金実績報告書のとおり

別記様式第９号（第11条関係）　（その２）

年度福岡県多面的機能支払実施状況報告書

番　　号
年　月　日

福岡県知事　殿

[推進組織]
住　　所
団 体 名
代表者名　　氏　　名　　印

福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第１１条第５項の規定により、市町村長から報告があったため、取りまとめの上、下記のとおり報告する。

記

多面的機能支払交付金実施要綱に基づく多面的機能支払交付金実績報告書のとおり

別記様式第10号（第13条関係）

財 産 管 理 台 帳

市町村名		対象組織名		事業実施年度	年度 ～ 年度

事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考
名称	工種構造・規格	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費(単位:円)	経費内訳(単位:円)			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
							国費分	地方費分	その他					
	計													

注１：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
注２：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
注３：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
注４：この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
注５：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。
注６：「名称」は、「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入。